

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係            1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 45 年 10 月 20 日まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間について、昭和 45 年 12 月 23 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、年金事務所には、昭和 45 年脱退手当金裁定請求受付簿が保管されており、当該受付簿には同年 12 月 5 日に申立人の脱退手当金裁定請求書が受け付けられ、同年 12 月 23 日に脱退手当金が支払われた旨記載されている。

また、A社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。